

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
1	2	第1	1	(6)	ア					基本運営方針	民間資金などを活用した流動性の高い資金調達の実現に努めることとの記載があるが、地方銀行を活用することで評価が高まることを想定されていますでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
2	2	第1	1	(6)	ア					基本運営方針	民間資金などを活用した流動性の高い資金調達の実現に努めることとの記載がありますが、SPC構成企業からの資金調達も、民間資金などを活用した流動性の高い資金調達の実現に含まれますでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
3	2	第1	1	(6)	ア					基本運営方針	下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ることとありますが、新技術について公的評価や実績等が必要かどうかをご教示いただけないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
4	2	第1	1	(6)	ア					民間技術	基本運営方針「下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること」の想定内容として、どのような分野での民間技術が期待されるかご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
5	2	第1	1	(6)	ア					情報開示	基本運営方針「財務指標に基づく健全な経営及び適切な情報開示を行うこと」について現時点の情報開示等で不足していると思われる点があればご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
6	2	第1	1	(6)	イ					基本運営方針	独立採算型運営への移行に向けた財政構造の健全化を図ることとの記載がありますが、下水道事業独立による独立採算型運営との理解で宜しいでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
7	2	第1	1	(6)	イ					運営体制の課題	基本運営方針「事業運営体制の最適化を図る」について現状の運営体制について課題認識があればご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
8	1	第1	1	(6)						基本方針	基本運営方針として、「下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努める」とありますが、これは任意事業の検討を推進するものと読み取れます。任意事業は、実施義務はありませんが、評価の対象となる予定でしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
9	2	第1	1	(6)	ウ					基本運営方針	下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めることと記載がありますが、下水道関連事業に上水道給配水業務等は含まれますでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
10	2	第1	1	(6)	ウ					基本運営方針	地域住民等との協働による地域貢献を図ることとの記載がありますが、三浦市上下水道と地域住民とのこれまでの共同開催イベントや広報活動など過去の事例をご教示いただけないでしょうか。	町内会と共同で、住民に対する事業概要説明を行っている。市単独では、水洗化活動としてチラシ配布やアメニティ配布等を行っている。
11	2	第1	1	(6)	ウ					基本運営方針	地域住民等との協働による地域貢献を図ることとの記載があるが、三浦バイオマスセンターで生成される肥料(Mバイオたいひくん)の利用状況についてご教示いただけないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
12	2	第1	1	(6)	ウ					基本方針等	「地域住民等との協働による地域貢献を図ること」とありますが、地域の範囲を具体的にお示し下さい。	三浦市域の住民、近隣住民を想定している。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
13	2	第1	1	(6)	ウ					新たな事業	基本運営方針「下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めること」について、現時点で想定される取り組みや期待される方向性があればご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
14	2	第1	1	(6)	ウ					地域住民等との協働	基本運営方針「地域住民等との協働による地域貢献を図ること」について、現時点で想定される取り組みや期待される方向性があればご教示ください。また、地域住民等とは三浦市市民や市内企業を指すという理解で良いことをご確認いただくようお願い致します。	(個別対話の議題において回答)
15	3	第1	1	(7)						用語の定義	「改築」に「附設」が含まれておりますが、下水道事業で一般に用いる改築とは定義が異なるため、異なる定義を状況に応じて使い分けることとなります。附帯提案事業において、新たに設備等を設置する場合も当該定義に基づき、「改築」に含まれる「附設」を用いてよろしいでしょうか。「附設」を「改築」の枠から外すことも一案として考えられるかと思えます。	附帯提案事業においても改築に関連する内容であれば、お見込みのとおり。ただし、下水道事業一般として使用する場合は「布設」を用いることとする。
16	3	第1	1	(7)						用語の定義	修繕の定義に「所定の耐用年数を確保」とありますが、この「所定」の根拠について、ご教示いただけませんか。	要求水準書(案)に示す標準耐用年数のことである。
17	3	第1	1	(7)						用語の定義	「応募企業、応募グループにあつては、応募グループを構成する企業等」の【等】はなにを指していますか。	応募企業、構成員が業務にあたらぬ場合に市が承認した構成員以外の企業及び実施方針第2.3.(1).キに示す企業を指す。
18	3	第1	1	(7)						用語の定義	「応募企業、構成員等」の【等】はなにを指していますか。	応募企業、構成員が業務にあたらぬ場合に市が承認した構成員以外の企業及び実施方針第2.3.(1).キに示す企業を指す。
19	4	第1	1	(9)						対象施設	東部浄化センターに進入する海側ルートには一部私有地が含まれていると認識していますが、地権者との協議及び費用の支払いは貴市が実施されるとの理解でよろしいですか。また、通行に関する規制等について山側ルートも含めご教示ください。	お見込みのとおり。なお、「海側ルート」は原則使用できない。工事等やむを得ない場合、「海側ルート」の使用について、市と関係者が予め協議を行うこととなる。「山側ルート」は汚泥搬出時のみ、搬出時間に関する規制がある。
20	4	第1	1	(9)						対象施設	対象外の施設側との複合的な原因で生じたリスク(金銭面および事業運営)のリスク分担の考え方をお示し下さい。	運営権者と原因を生じさせた施設管理者との協議によるものとする。
21	4	第1	1	(11)						事業範囲	「なお、各業務の内容及び要求水準の詳細は、要求水準書(案)において示す」と記載がありますが、要求水準書(案)は今回実施方針と同じタイミングで公開すると思いましたが、いつ頃開示いただけるでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
22	5	第1	1	(11)	ア	(イ)				各種計画支援に関する業務	各種計画支援に関する業務におけるストックマネジメント計画の更新及び見直し、下水道事業計画の作成及び変更の頻度、程度、時期を、市はどのように想定されているでしょうか。	(個別対話の議題において回答)

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
23	5	第1	1	(11)	ア	(イ)				各種計画支援に関する業務	各種計画支援に関する業務は、「ストックマネジメント計画、下水道事業計画、アクションプラン」の3つの計画のみとして良いでしょうか。(実施方針には、アクションプランが記載されていない。)※12/8回答では、要求水準書(案)P4の記載についてアクションプランを消去して、「等」に修正するとなっているが、「等」はアクションプランのみを指すと理解して良いでしょうか？また、上記計画策定の「支援」においてどのような提出物を想定されているでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
24	5	第1	1	(11)	ア	(ウ)				処理場、ポンプ場の耐震診断等	処理場、ポンプ場の耐震診断の実施の状況と実施されている場合は結果についてご教示ください。また、耐震診断、耐震設計、耐震補強工事それぞれについて、主たる業務に含まれるか教えてください。	処理場の管理棟の耐震診断は完了しており、検討報告書を開示資料に追加する。診断結果を踏まえた対策等については、市が主体となって実施することを想定しており、現段階では「主たる事業」には含まないものとする。
25	5	第1	1	(11)	ア	(ウ)				対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務	改築、維持管理、増築には「企画、調整、実施」に関する業務が含まれています。「企画、調整、実施」は各々具体的にどのような業務内容と作業量と、市は想定されているでしょうか。また、「実施」は、「設計、工事(監理・監督を含む)」と理解してよいでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
26	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	附帯提案事業は、貴市にて国補助金を申請し充当できる事業のみを対象としているとの理解でよろしいでしょうか。	国交付金の交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合する必要があるが、国交付金交付対象外の提案を妨げるものではない。
27	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	附帯提案事業については、「市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者から、提案のあった場合に実施する」と示されています。「提案のあった場合」とされていることと優先交渉権者選定後に実施時義務を定めるとお示しされていることから、優先交渉権者選定の条件にはしないとの理解でよろしいでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
28	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	「附帯提案事業は、運営権者が必ず実施するものではなく、市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者から提案があった場合に実施するものとする。」とありますが、附帯提案事業提案の有無や内容は、優先交渉権者選定における評価対象であると考えるよろしいでしょうか。	附帯提案事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
29	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	「附帯提案事業とは、・・・主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。」とありますが、ここでの「費用縮減」及び「環境負荷低減」は、本事業(20年間)に係る費用が主たる事業のみを行う場合と比較して縮減又は低減されることが求められると考えるよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
30	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	既存設備の改築において、費用縮減、環境負荷低減等を図る目的で行う既存機器の形式、仕様、台数等の変更は、附帯提案事業には該当しないと考えるよろしいでしょうか。	原則、附帯提案事業には該当しないものとする。
31	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	新たな処理工程は附帯提案事業とのことですが、既存の処理場の処理方法の変更に関する制限等があればご教示下さい。	LCCコストの縮減が図られ、要求水準を満たすことが提案上の制限となることを想定している。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
32	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	附帯提案事業や任意事業で得られる本事業外収入は、全て事業者側の収入となるのでしょうか？	附帯提案事業は本事業を運営する上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等、主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業であり、下水道事業とは別に収益を得るものではない。任意事業はお見込みのとおり。
33	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	附帯提案事業や任意事業で対象施設の一般開放は認められるのでしょうか。施設立ち入りに関して、何か制限等があればご教示下さい。	処理場運転等に支障のない範囲で、一般開放は可能と考えている。その場合、“山側ルート”は、地元農家が使用するため調整を要することが想定される。“海側ルート”は使用できない。
34	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	「優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする」とありますが、優先交渉権者の決定後においても要求水準書の改訂があるという理解でよろしいのでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示する予定である。
35	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業の実施条件	処理工程の高度化・効率化等のために機器等を導入することは、附帯提案事業扱いになると認識しました。そのうえで表1-1によれば、この増築・改築費用は貴市のご負担かつ所有権も貴市に帰属するものとなっております。運営権者が費用を負担し設備増強を図る場合はどのような取り扱いになるのでしょうか。	附帯提案事業において、処理工程を高度化・効率化する機器等の導入に係る費用は市が負担する。運営権者負担による設備の増築等は想定していない。
36	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	事業を行う場所としては汚水管も対象となるのでしょうか(例えば、市内で下水熱を使用した事業を提案することは可能でしょうか)。	附帯提案事業は本事業を運営する上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等、主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業であり、提案は下水道事業に限られる。質問内容は、任意事業としては提案可能である。
37	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業は事業期間中も提案することができるとお示されていることから、優先交渉権者選定の条件にはしないとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
38	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し…」とありますが、応募時の任意事業提案の有無は、優先交渉権者選定における評価対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
39	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業の提案は必須ではない旨の記載がありますが、任意事業の有無や内容が事業者選定には影響を及ぼさないとの理解で宜しいでしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
40	8	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し…」とありますが、応募時の任意事業提案の有無は、優先交渉権者選定における評価対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
41	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「…事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は有償貸付による事業である…」とありますが、有償貸付の金額及び公開時期をご教示ください。	本市ホームページに掲載されている次の条例等を参照のこと。 ・三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 ・三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例施行規則

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
42	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業の有償貸付について、用地及び施設の借用料としていくら程度としてお考えでしょうか。また、借地料の物価変動に係る考え方をご教示下さい。	本市ホームページに掲載されている次の条例等を参照のこと。 ・三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 ・三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例施行規則
43	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う」とありますが、「義務事業」や「附帯提案事業」との間に共通経費が存在するときの基準や考え方についてご教示下さい。	任意事業を実施する場合は、主たる事業及び附帯提案事業と明確に会計を区分する必要がある。
44	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	本事業用地(第4. 1に規定する本事業用地をいう。以下同じ。)及び施設において管路施設も同様という理解で宜しいでしょうか。この理解で宜しい場合、管路の地上部分で活用できる用地があればご教示いただけますでしょうか。	管路施設も同様である。地上部分の活用候補地としては、下宮田3号マンホールポンプ室が考えられる。
45	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業の提案が必須ではない旨の記載がありますが、提案した任意事業の実施は履行義務を負わないという理解で宜しいでしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
46	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業に履行義務がある場合、許認可等が得られないなどの事情により途中で実施困難になった場合は協議可能という理解で宜しいでしょうか。	任意事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
47	6	第1	1	(11)	ウ					任意事業	補助金適正化法に規定される目的外使用の場合は補助金返納等となる可能性があるかとありますが、「補助金適正化法に規定される目的」の詳細についてご教示ください。	市は、国補助金の適用可否等について、下水道事業の手引き等を参考とする。
48	6	第1	1	(11)						表-1 改築に関する業務費負担	改築にかかる工事費は事業者の提案額に基づき貴市が負担するものと理解しております。事業者が提案した工事内容とストックマネジメント計画が異なる場合、どのように工事費を調整されるか教えてください。	市が掲げたストックマネジメントを前提としたうえで、事業者の提案に基づき、改築計画の見直しが可能である。なお、ストックマネジメント、改築計画等に関する表記について記載が曖昧であったため、募集要項等公表時に修正して提示する。
49	7	第1	1	(12)	イ					任意事業	任意事業等に係る資産のうち必要と認めた場合、残存価値等を勘案して買い取ることができるとなっておりますが、その判断時期についてご教示ください。	市及び運営権者の協議によるものとする。
50	7	第1	1	(12)	イ					任意事業	任意事業等に係る資産のうち必要と認めた場合、残存価値等を勘案して買い取ることができるとなっておりますが、残存価値とは「簿価」ではなく「時価」で買い取って頂けると考えて宜しいでしょうか。	時価を想定する。
51	7	第1	1	(12)	イ					本事業期間の延長	「市の計画変更等」による事業期間の延長事由として不可抗力以外にどのような事象を想定しているかご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
52	8	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	引継ぎの費用については、運営権者と市又は市の指定する第三者各々の負担とされておりますが、この負担すべき費用の内容と金額については各々が判断するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは3社が協議にて定めるものとお考えでしょうか。	引継ぎに係る人件費は、各々が負担し、それ以外は運営権者が負担する。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
53	7	第1	1	(12)						引継ぎのスケジュール	主たる事業の引継ぎ、引継ぎの期間が実施方針にて10月から12月と示されていますが、十分な準備をするためには期間が短い可能性があります。これ以外の期間でも資料提供や設備等の確認が可能であるかご教示ください。 また、1月から3月の立ち上げにあたり既存の委託者などに確認が生じる可能性があります。そこで、それ以降も立ち上げにあたり必要な協力を行うことを明記いただけないでしょうか。運営権者の引継ぎについても同様の条件になることは理解しております。	(個別対話の議題において回答)
54	9	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	「使用料等の算出方法は、三浦市下水道条例の規定に基づくものとする。」とありますが、利用料金については、三浦市公共下水道(東部処理区)施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例第7条に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。なお、利用料金設定割合は応募者の提案を基に設定する。
55	9	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	12/8実施方針質問回答のNo.33において、使用料等の福祉減免はないことを理解いたしました。一方、No.34において、今回のコロナ禍においては、減免措置は講じなかったが、支払い猶予は行ったとあります。 ①支払い猶予措置を講じた場合、運営権者への利用料金の支払いも計画より遅れる、ということになるのでしょうか。 ②その場合、運営権者への支払いは、遅れた分だけの利子が上乗せして支払われるという理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおり。 ②その場合、利子上乗せして運営権者へ支払うことはない。
56	9	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	このコロナ禍における令和2年度の使用料等の回収率及び回収金額が、令和元年度以前の3か年平均もしくは5か年平均に比較して、増減があったか否かがわかる資料を開示して頂くわけには参りませんかでしょうか。	例年、9月市議会の審議を経て公表される決算資料をご確認のこと。
57	9	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	12/8の実施方針質問回答のNo.34において、今回のコロナ禍においては、使用料の減免措置は講じなかった、とありますが、今後ともこのようなパンデミックに相当する事態あるいはその他の事態においても、行政的配慮のもとでの使用料等の減免措置を講ずることはない、と理解してよろしいでしょうか。仮に、あるとした場合、減免した分は市が負担して、運営権者に支払われる、と理解してよろしいでしょうか。	現時点では、減免措置の適用について想定していない。
58	9	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	12/8の実施方針質問回答のNo.34において、今回のコロナのような疾病に関して、不可抗力とするか否かについては、都度協議としていますが、不可抗力とするか否かの判断は、どのような基準等でなされるお考えでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになる。
59	8	第1	1	(13)	ア					使用料の改定プロセス	上記に関連して、提案内容は値上げや値下げの幅までになりますでしょうか。それとも料金体系自体についても提案が可能でしょうか。	運営権者からの料金改定に関する市への提案は、利用料金設定割合に関する提案となる。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
60	8	第1	1	(13)	イ	(ア)				利用料金設定割合の改定	利用料金設定割合の改定を合意できた場合、過去の変動分も遡って対応いただくことはできますでしょうか。もしくは過去の訴求が難しい場合は過去の変動分もカバーすることも含めた改定割合の変更としていただけますでしょうか。これは臨時的な改定や税制等による変動についても同様の質問になります。	利用料金設定割合は過去に遡って適用しない。改定の内容については、運営権者からの提案に基づき、市との協議により決定する。
61	9	第1	1	(14)	イ	(イ)				事業環境の著しい変化	「運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合」の著しいとはどの程度を指すのかご教示ください。概ねの水準でも結構です。もしくは具体的な数字ではなく、SPCが経営努力を行ってもなお赤字になるような状況であれば該当すると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)に示す。
62	8	第1	1	(13)	イ					利用料金	運営権者は料金改定に関して市に提案できるとありますが、資料「特定事業の選定」における「使用料の額に100分の90までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額に相当する額」との関係、また利用料金設定割合との関係についてご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
63	8	第1	1	(13)	イ					使用料等改定	令和2年度10月に公開した実施方針に対する質問No.37の回答で「中長期的な整備方針に基づく更新・維持管理を実施するためには、令和4年度から4年ごとに4.4%の使用料値上げが必要という結果を得ている」とありますが、使用料値上げは予定通り実施する方向かご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
64	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「…令和4年度から4年ごとに使用料等の改定を行う予定である。」とありますが、運営権者の提案書提出も令和4年4月となっています。運営権者が提案する利用料金設定割合はいつから適用されますでしょうか。	本事業開始日(令和5年4月1日)からとなる。
65	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	使用料改定の検討は直営で実施されるご予定でしょうか。	使用料体系等の検討を伴う場合は、委託等を想定するが、現時点では、具体の時期等は定めていない。
66	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「令和4年度から4年ごとに使用料等の改定を行う予定である」とありますが、改定金額の計画をお示し下さい。	東部処理区域内の処理人口が減少する見込みがあることから、中長期的な整備方針に基づく更新・維持管理を実施するためには、令和4年度から4年ごとに4.4%の使用料値上げが必要という結果を得ている。しかし、使用料等の改定は下水道事業審議会からの答申、市議会での下水道条例の一部改正案の議決を経て、その都度決定されるため、現時点で確定できるものではない。
67	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	過去数年の使用料金の実績をお示し下さい。	市HPに掲載している三浦市の下水道を参照のこと。
68	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「運営権者は、上記の改定に併せ、料金改定に関して市に提案できる」とのことですが、提案する場合は改定時期のいつ頃に提案を行うことが必要になりますでしょうか。発議、協議、提案の時期の目途をご教示いただけますでしょうか。	改定時期の遅くとも1年半前に運営権者からの発議が必要となる。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
69	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	上記に関連して、いつの時点の収支内容を踏まえて改定することになりえるかをご教示ください。想定の内容で結構です。	例えば、X年の施行を見込んだ改定に合わせる場合、(X-3)年度決算収支を用いた検討を想定している。検討期間については、次期改定が見込まれる(X+3)年を対象とすることとなる。
70	9	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「使用料の改定は4年に1回の予定とされ、変更の可能性がある。」とされています。 ①このことは、使用料の改定は必ず4年に1回行われる、とは限らない、ということ在意図しているのでしょうか。逆に、著しい社会情勢の変化があった場合は、2～3年に1回の使用料等の改定もありうる、と理解してよろしいでしょうか。 ②「運営権者は、…上記の改定に併せ、(利用)料金改定に関し市に提案できる……。」と記載されていますが、使用料金改定が4年に1回行われない場合は、適宜利用料金の改定に関する協議は可能と理解してよろしいでしょうか。	①使用料の改定は4年毎を想定している。しかし、使用料等の改定は下水道事業審議会からの答申、市議会での下水道条例の一部改正案の議決を経て、その都度決定されるため、現時点で確定できるものではない。 ②可能である。
71	9	第1	1	(14)	ア					利用料金設定	実施方針(案)に関する質問への回答(令和2年12月8日公表、2月19日更新)のNo.44において、利用料金設定割合は「実施方針公表時に示す予定である」と回答がありますが、実施方針では「…割合は、事業者からの提案とし、…」とされており、実施方針で示されておりません。その後の記載にあるように、「詳細は、今後公表する募集要項等において」示される予定なのでしょうか。	お見込みのとおり。
72	9	第1	1	(14)	ア					利用料金の設定	「当該利用料金は、(13)アに示す使用料等に対して、一定の割合(利用料金設定割合)を乗じて算定するものとする。」とあり、三浦市公共下水道(東部処理区)施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例第7条では「利用料金の額の算定等については、条例第16条及び別表の規定を準用する。」とあります。条例第16条及び別表には利用料金設定割合による算定に関する記載はないことから、どちらを正とすればよいかご教示下さい。	利用料金は、三浦市下水道条例第16条及び別表の規定を準用し定めるものである。なお、利用料金設定割合は応募者の提案を基に設定する。
73	9	第1	1	(14)	ア					利用料金の設定	「利用料金設定割合は、三浦市公共下水道(東部処理区)施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例に定める上限の範囲において」とありますが、条例には利用料金設定割合に関する規定がありません。利用料金設定割合の上限をご教示下さい。	100分の90を超えない範囲としている。なお、本上限は本事業開始後の需要変動、物価変動等のリスクを見込んだ上限であり、応募時に提案を求める上限とは異なる。応募時の条件とする利用料金設定割合の上限は募集要項等の公表時に示す。
74	9	第1	1	(14)	ア					利用料金の設定	「市は、…利用料金設定割合を定める。」とありますが、利用料金設定割合が定められ、運営権者に通知される時期をご教示下さい。	実施契約の締結前を想定している。
75	9	第1	1	(14)	ア					利用料金の設定	「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、事業者からの提案とし」とありますが、事業期間中の年度毎使用料等の予定金額及び利用料金設定割合の上限は、募集要項等において提示されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
76	9	第1	1	(14)	ア					利用料金の設定	「利用料金設定割合は、…条例に定める上限の範囲において、…同条例施行規程において規定する。」とされています。一方、特定事業の選定の(7)利用料金の項に、「利用料金の額は、…使用料の額に100分の90までの範囲内において市長の定める割合を乗じて…」とあります。 ①条例に定める「上限」とは、特定事業の選定に記載されている100分の90のことでしょうか。 ②この100分の90という「上限」は今後の条例並びに施行規程の制定の際においても、変わらないものと理解してよろしいでしょうか。 ③条例並びに施行規程で規定された「上限」は、社会情勢の著しい変化があっても変わらないものとなるのでしょうか。 ④特定事業の選定においては、利用料金設定割合について、「…100分の90(という上限)までの範囲内で市長が定めた割合を乗じて…」とあります。一方、この項では、「…利用料金設定割合は、事業者からの提案とし、……。」とあります。これらから、「利用料金設定割合は、事業者提案を受けてその提案割合通りに市長が定める。」と理解してよろしいでしょうか。	①お見込みのとおり。 ②三浦市公共下水道(東部処理区)施設の公共施設等運営権に係る実施方針第7条に示している。 ③上限値は変更しない。 ④お見込みのとおり。なお、本上限は本事業開始後の需要変動、物価変動等のリスクを見込んだ上限であり、応募時に提案を求めるとは異なる。応募時の条件とする利用料金設定割合の上限は募集要項等の公表時に示す。
77	8	第1	1	(14)	イ	(ア)				利用料金設定割合の改定	利用料金が改定協議を、改築・ストマネ期間(5か年)単位ではなく、4か年毎に行う背景をご教示ください。	利用料金の改定協議は使用料改定のタイミングと合わせることでしている。下水道使用料の算定期間は、一般的に3～5年程度とすることが多いことから平均の4か年とした。
78	9	第1	1	(14)	イ	(ア)				運営権者の提案による利用料金設定割合の改定	「運営権者は、…改定に合わせて4年に1回、…改定に関して市と協議を行う。」とあります。一方、(13)イでは、使用料の改定は4年に1回の予定とされ、変更の可能性があるとして、必ずしも4年に1回の改定が行われるとは限らないと読めます。料金改定が4年に1回行われなくても、最低4年に1回の利用料金割合に関する協議は可能と理解してよろしいでしょうか。	4年に1回の使用料等の改定の際、運営権者と市は利用料金設定割合についても協議を行う。予定としているのは、使用料等の改定は下水道事業審議会からの答申、市議会での下水道条例の一部改正案の議決を経て、その都度決定されるため、現時点で確定できるものではないためである。
79	9	第1	1	(14)	イ	(イ)				利用料金設定割合の改定	市の人口に係る推計値とは、42ページ需要変動リスクの備考にある、国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口推計の推計値と理解します。これは特定事業の選定等においても使用された値なのでしょう。	特定事業の選定に当たり、各種市施策等を検討するうえで、定量的な評価を行うに当たり、検討時点の「国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口推計」の推計値を利用している。
80	9	第1	1	(14)	イ	(ウ)				法令等の定義について	aの「法令等」の中には、条例も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針 別紙3の項目「制度関連」とおり。
81	10	第1	1	(14)	エ					利用料金収受代行業務	令和2年12月8日の質問回答No.51にある利用料金収受代行の委託に要する費用をご教示下さい。	令和元年度決算における利用料金収受代行の委託料は、17,287,489円である。本事業では、利用料金設定割合に準拠するなどにより、市と運営権者で按分することを想定している。
82	8	第1	1	(14)	エ					利用料金収受代行業務	上水道管理者が行う料金徴収についてよりコストが下がる提案を行うことやSPC自らが料金徴収業務を受託することを任意事業として提案することは可能でしょうか。	任意事業は独立採算が原則であり、市から委託ありきの事業は趣旨にそぐわないと考えられる。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
83	11	第1	1	(14)	カ					利用料金の未納	実施方針(案)に関する質問への回答(No.146)において、過去5年間の「収入未済額」と「不納欠損額」のご回答がありますが「収入未済額」とは具体的にどのような状態にあるのでしょうか。	使用量に応じた請求額が確定したものの、年度末決算時点まで下水道使用者から支払いがない状態を「収入未済」「収入未済額」と言う。
84	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	「市は、改築・増築対象施設の引き渡し後、改築・増築対象施設の設計及び工事に係る費用については、応募者の提案金額に基づいて実施契約書(案)に定め、運営権者に対し、事業年度ごとに一時に支払う。」とありますが、運営権者が当該一時金を受領した場合、税務上、受領時に一括して益金とされるのに対し、改築・増築費用については減価償却費として事業期間に渡って分割して損金とされることにより、課税計算に算入される時点のミスマッチが生じる懸念がありますので、当該一時金に係る税務上の取り扱いについてご教授頂けますでしょうか。	本事業における改築・増築に係る設計・工事費用の全ては市が負担するため、改築・増築対象施設の所有権者は市である。なお、税法上の詳細は確認中である。
85	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	「改築・増築対象施設の設計及び工事に係る費用については、応募者の提案金額に基づいて実施契約書(案)に定め」とありますが、応募者は、「改築・増築対象施設の設計及び工事に係る費用」と「各種計画支援に係る費用」のそれぞれについて、事業期間中の総額を提案するものと考えてよろしいでしょうか。	「改築・増築対象施設の設計及び工事に係る費用」と「各種計画支援に係る費用」のそれぞれの総額及び年度毎の金額の提案を想定する。
86	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	「改築・増築対象施設の設計及び工事に係る費用については、応募者の提案金額に基づいて実施契約書(案)に定め」とありますが、要求水準書(案)(令和2年10月)P54に「管路施設の増築にあっては、…要望を受け実施することとなるため20年間の全体実施数量は未定である。」とあることから、管路施設の増築に係る費用及びこれに伴う各種計画支援や維持管理に係る費用は応募時の提案金額には含まれず、事業開始後、都度、協議により決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	管路施設の増築の工事費用(設計費用含む)は、業務開始後、都度、協議により決定することを想定しているが、各種計画支援や維持管理に係る費用は、現在市が保有する資産と一体をなすものであること、想定される増築量が過小であることから、応募時の提案に含めないことを想定している。ただし、増築に伴い運営権者側の業務量が過剰に増加することが認められる場合等においては、これらの費用についても、協議し定めることとする。
87	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	令和2年12月8日の質問回答No.58において、「改築・増設に係る費用の予定価格を公表する」とありますが、各種計画支援に係る費用の予定価格も同様に公表されると考えてよろしいでしょうか。	予定価格の細目に関しては、必要に応じて募集要項等において示す。
88	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	令和2年12月8日の質問回答No.58において、「改築・増築に係る費用の予定価格を公表する」とありますが、附帯提案事業に係る費用はこれには含まれないと考えてよろしいでしょうか。	附帯提案事業を実施する際の予定価格の考え方については募集要項等において示す。
89	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	附帯提案事業の各種計画支援、設計及び工事に係る費用についても、改築・増築に係る費用と同様の考えで支払われると考えてよろしいでしょうか。	附帯提案事業は主たる事業と一体的に行うものであるため、附帯提案事業単独での各種計画支援、設計及び工事に係る費用が発生することは想定しない。
90	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	「事業年度ごとに一時に支払う」とありますが、「一時に」とは「一時に一括」という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
91	11	第1	1	(15)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	「事業年度ごとに一時に支払う」とありますが、支払うタイミングをご教示ください。	支払いのタイミングは募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
92	11	第1	1	(16)	ア	(イ)				各種計画支援に関する業務	現時点における制度上定められている、ストックマネジメント計画策定に係る業務(健全度調査及び計画策定)は、貴市が国補助金を充当したうえでご負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
93	11	第1	1	(16)	ア	(イ)				事業の費用負担	P5の(イ)各種計画支援に関する業務では、対象業務はストックマネジメント計画及び下水道事業計画(各々作成と見直し)とありますが、ここでは長期計画をはじめとした各種計画の策定支援をすることとあります。本事業での運営権者の策定すべき計画の範囲についてご教示ください。	「ストックマネジメント」、「下水道事業計画」、「アクションプラン」が対象となる。実施方針の記載は誤記のため、募集要項等公表時に修正して提示する。
94	11	第1	1	(16)	ア	(イ)				事業の費用負担	長期計画及び全体計画等の策定は本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。また、支援とはどのような業務を指しているか教えてください。	記載内容は誤記のため、募集要項等公表時に修正して提示する。
95	11	第1	1	(16)	ア	(イ)				各種計画支援	「市は、各種計画支援に係る費用の全てを負担する。」とありますが、これは利用料と別に運営権者に費用が支払われるという理解で宜しいでしょうか。この理解で良い場合、どのように費用を積算するのか、どの程度の業務量が生じる想定かご教示ください。	お見込みのとおり。費用は、要求水準を踏まえて応募者の提案となる。令和2年10月公表の要求水準書(案)の修正版は募集要項等とあわせて公表する。
96	11	第1	1	(16)	ア	(イ)				各種計画支援に関する業務	「…及び全体計画等の策定を支援すること」とありますが、具体的にどのような支援を想定されているのでしょうか。	業務の内容は要求水準書(案)に示す。なお、令和2年10月公表の要求水準書(案)の修正版は募集要項等とあわせて公表する。
97	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			事業の費用負担	運営権者の費用負担に、改築計画策定のための「管路施設の詳細調査」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	今後、要求水準書に示す予定であるが、「管路施設の詳細調査」は本事業の範囲内であり、運営権者が費用を負担するものである。
98	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務	運営権者が負担する改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用とは、具体的事例についてご教示ください。	改築に係る設計・工事を実施するために必要な工事計画書の作成等の事前準備行為を想定する。
99	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務	運営権者が負担する改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用には、国補助金の充当できるものは無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
100	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			設計	改築にかかる工事費は事業者の提案額に基づき貴市が負担するものと理解しております。本事業においては予定価格を算定する必要がないため、設計業務には数量計算は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	含むものとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
101	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			処理場、ポンプ場及び管路施設の改築	<p>「運営権者は改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」についての意味。</p> <p>・設計・工事費用に係る企画・調整等の費用は、市が負担するという意味でしょうか。</p> <p>・「運営権者は改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」という意味でしょうか。</p> <p>※[費用]の企画調整を運営権者がすればよい、というような解釈もできる。</p> <p>※「等」は、どんな業務を想定しているのでしょうか。</p>	(個別対話の議題において回答)
102	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			処理場、ポンプ場及び管路施設の改築	<p>「市は、改築に係る設計・工事の費用(監理・監督に係る費用を含む)のすべてを負担する。」と記載されている。</p> <p>ここでの、「監理・監督」は下水道法第22条に記載の「工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。)」の「監督監理」を意図していると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>すなわち、一般的には「施工監理」という用語で表現されている業務と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>ちなみに、公表されている「特定事業の選定」の(8)費用負担ア(ウ)aでは、「……設計・工事の費用(施工監理に係る費用を含む。)……」となっています。</p>	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。
103	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			処理場、ポンプ場及び管路施設の改築	<p>「市は、改築に係る設計・工事の費用(監理・監督に係る費用を含む)のすべてを負担する。」と記載されています。</p> <p>既存施設の改築設計を行うためには、測量、地質調査、文化財調査等が必要となる場合があります。</p> <p>そのような設計に必要な調査も「市が負担する」と理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
104	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	a			処理場、ポンプ場及び管路施設の改築	<p>「市は、改築に係る設計・工事の費用(監理・監督に係る費用を含む)のすべてを負担する。」と記載されています。</p> <p>既存施設の改築設計を行うためには、正確な竣工図書(図面、検討書、容量計算書、構造計算書等)があることが前提となります。</p> <p>それら竣工図書は、すべての改築対象施設について存在する、と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>もし、竣工図書がない場合、「竣工図書に相当する図書」を、設計する前にあらかじめ作成する必要があります。その作成費用は「市が負担する」と理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
105	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)	c			管路施設の増築	「市は、管路施設の増築に係る設計・工事の費用(監理・監督に係る費用を含む)のすべてを負担する。」と記載されています。管路の増築(新設)の設計を行うためには、測量、地質調査、文化財調査等が必要となる場合があります。そのような設計に必要な調査の費用も「市が負担する」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
106	12	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	運営権者は、実施契約に基づき対象施設の改築・増築を行う。ただし、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、対象施設について、市が改築・増築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。とあり以前にコンセッション事業との調整を指すと回答があったが、何を協力するのか、具体的な項目等ございますか。	(個別対話の議題において回答)
107	12	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	市が行う対象施設の改築・増築について、運営権者は市に協力するとありますが、協力の内容・範囲をご教示ください。	道路管理者等との調整等を想定している。具体的には、道路修繕等に伴い管路施設等が支障となる場合の移設や協議を想定している。
108	12	第1	1	(17)	ア					改築・増築に関する留意事項	「・・・市が改築・増築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする」とありますが、具体的な協力内容をご教示下さい。また、実施方針(案)に関する同様の質問に対し、回答(2020/12/8、No.67、No.69)において、「ここで言う協力とは、コンセッション事業との調整を指す」とご回答頂いていますが、コンセッション事業との調整事項について具体的な内容をご教示願います。	道路管理者等との調整等を想定している。具体的には、道路修繕等に伴い管路施設等が支障となる場合の移設や協議を想定している。
109	12	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	この項の文言を要約すると、「対象施設の改築・増築は、基本的には運営権者が行うが、公益上必要な場合は、対象施設であっても市が行うことがある。その場合、運営権者は市に協力する。」という意味と理解いたします。 ①「公益上必要な理由で、対象施設の改築・増築を市が行う」という具体的なケースは、どのようなことが想定されますでしょうか。 ②「対象施設の改築・増築」なので、コンセッション契約において費用を見込んでいる工事を市が行うことがある、ということでしょうか。その場合、市が工事を行っても、費用は運営権者負担となるのでしょうか。 ③「協力する」とは、具体的に運営権者はどのようなことを行えばいいと、想定されていますでしょうか。	①道路事業等に関連して発生する改築・増築を想定する。 ②費用負担は、従来工事費用等とは別に費用が発生する場合は、市の負担となる。ただしその場合も、協議への参加協力等については、運営権者の負担とする。 ③道路管理者等との調整等を想定している。具体的には、道路修繕等に伴い管路施設等が支障となる場合の移設や協議を想定している。
110	12	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	「運営権者は市に協力するものとする」の協力内容についてご教示ください。	道路管理者等との調整等を想定している。具体的には、道路修繕等に伴い管路施設等が支障となる場合の移設や協議を想定している。
111	12	第1	1	(17)	ウ					改築・増築の対象	改築・増築の対象は、要求水準書(案)に示すとおりとする。とあるが三浦市が策定してあるストックマネジメント計画において修繕・改築を行う事で宜しいでしょうか。	(個別対話の議題において回答)

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
112	12	第1	1	(17)	ウ					改築・増築の対象	改築は国補助金の対象となるものを基本としますが、国補助金の対象となる改築、ならない改築について具体的にご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
113	13	第1	1	(19)						市からの運営権者への職員の派遣	如何なる条件(ex.給与、勤務条件)で派遣を行われるのでしょうか。派遣者については運営権者から、ご指名をすることができるのでしょうか。	市からの運営権者への職員の派遣の条件等については、応募者からの希望に応じて、競争的対話で調整することを想定する。なお、運営権者から派遣者を指名することは想定しない。
114	13	第1	1	(20)						運営権者が支払う運営権対価	運営権対価は事業開始までに一括又は事業期間中にわたり分割して支払うものとお示されていますが、この支払方法について貴市は優劣の判断はしないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価については、現在価値化した上で評価することとしている。なお、詳細は募集要項等の公表時にあわせて評価基準として示す。
115	13	第1	1	(20)						運営権対価の支払い	運営権対価の支払方法が一括か分割かは応募者の提案によるとの記載があるが、支払方法による評価の優劣の設定をされるでしょうか。 (仮に運営権対価の総額が同一金額であった場合において、分割の場合は割引率等を評価基準として設定されるか否か)	運営権対価については、現在価値化した上で評価することとしている。なお、詳細は募集要項等の公表時にあわせて評価基準として示す。
116	13	第1	1	(20)						運営権者が支払う運営権対価	「一括又は事業期間にわたって分割して支払う」とありますが、運営権対価の支払い方法によって評価に違いはあるのでしょうか。	運営権対価については、現在価値化した上で評価することとしている。なお、詳細は募集要項等の公表時にあわせて評価基準として示す。
117	14	第2	1							募集及び選定方式	運営権者の選定は、「公募型プロポーザル方式」と記載されております。「公募型プロポーザル方式」は随意契約に分類されると理解します。提案した業務内容に特段の変更がない限り、提案金額が変更されずに契約金額になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
118	14	第2	2							募集及び選定スケジュール表2-1	要求水準書はいつ公表となるのでしょうか。 また、要求水準書に関する意見・質問の受付はあるのでしょうか？受付される場合は、受付の時期や期間、回答時期を教えてください。	募集要項等とあわせて公表する予定である。 募集要項等の公表後に意見・質問の受付・回答を実施する。想定スケジュールは実施方針の表2-1を参照のこと。
119	14	第2	2							競争的対話のスケジュール及び現地視察	競争的対話のご想定スケジュールをご教示ください。実施方針では11月とのみ記載されていますが11月に1回実施の想定になりますでしょうか。最低でも2回の実施としていただき、必要に応じてもう1回追加をご想定いただけますでしょうか。なお、競争的対話と合わせて情報開示やシステム閲覧等の機会と競争的対話の両面で相互理解が深まり双方にとって適切な実施条件が固まると考えますのでその点も併せてご考慮いただきますでしょうか。	ご意見として賜る。
120	15	第2	3	(1)	カ					応募者の構成	「応募企業、構成員が業務にあたらぬ場合～構成員以外の企業に委託等することは可能」とありますが、当該業務を、運営権者(SPC)から応募グループ以外の企業に直接発注することは可能でしょうか。それとも、構成員企業を通して再委託の行うことになるのでしょうか(市の承認を得た場合、直接発注も可能であることが望ましいと考えます)。	SPCから構成員以外への委託等は市の承認を得た場合は可能である。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
121	15	第2		(1)	キ					応募者の参加資格要件	実施方針(案)等に関する個別対話の議題への回答(12月28日)No14において、「汚泥処理契約は、運営権者と三浦地域資源ユーズの間で締結されるものであり、市は処理単価についてコントロールできるものではない。」とありますが、三浦地域資源ユーズ(株)による処理単価が価格合理性がないと判断された場合には、汚泥の処分または活用を別途行うことが可能との理解で宜しいでしょうか。	汚泥処理契約を三浦地域資源ユーズ株式会社以外に委託することはできない。なお、一定以上の物価変動による費用の増大については、市と運営権者は利用料金設定割合の変更について協議することとしている。
122	15	第2	3	(1)	キ					汚泥処理業務	汚泥処理業務について、現状、貴市と三浦地域資源ユーズ株式会社との既存契約において実施されていると推察しておりますが、当該既存契約がそのまま運営権者との契約として義務付けられるでしょうか。	汚泥処理は、運営権者と三浦地域資源ユーズが新たに契約を締結するものである。現在、市と三浦地域資源ユーズの間で締結している既存契約内容を義務付けるものではなく、搬出先を義務付けている。
123	15	第2	3	(1)	キ					応募者の構成	廃棄物の処理及び清掃に関する汚泥処理業務について、市の指定する業者以外に制限は無いという理解で良いですか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に準拠していることが条件となる。
124	15	第2	3	(1)	キ					応募者の構成	「メンテナンス時等に運営権者が選定した者」とありますが、「メンテナンス時等」の意味するところをご教示下さい。	バイオマスセンターでは、年数回程度、保守点検のため汚泥処理が出来ない期間が生ずる。この期間を「メンテナンス時等」とし、その間に生じた汚泥処理についての取り扱いを記載している。
125	16	第2	3	(1)						応募者の構成	16頁上部の図示の中に記載された、「※各業務の監理・監督・マネジメント等に係る部分を再委託等はできない。」にあたる、具体的事例についてご教示ください。	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。
126	16	第2	3	(1)						(図)業務内容の一部を構成員以外に再委託等を行い実施する場合	図中の右下※に「各業務の監理・監督・マネジメント等に係る部分……」との表記があります。 ①ここでの、「監理・監督」は施工管理を指すのでしょうか。一般的な「監理(管理)・監督」を意味するのでしょうか。 ②もし、施工管理を意味する場合、施工監理は再委託できない、ということになりますが、その解釈でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。
127	16	第2	3	(1)						再委託先の企業	応募グループ以外の企業に再委託する場合、その企業は応募時に確定し、要件を充足していることの証明とともに応募書類に含める必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	再委託等先の企業は必ずしも応募時点で確定させている必要はない。ただし、本事業開始後に再委託先等の実績を用いて業務を実施する場合は、市は実績要件を満たしていることを確認する。
128	16	第2	3	(1)						再委託禁止の範囲	再委託禁止とされている「各業務の監理・監督・マネジメント等」の具体的範囲をご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
129	16	第2	3	(2)	カ					参加資格	応募グループで応募する場合、協力企業は、貴市競争入札参加資格者名簿又は小規模工事等契約希望者登録名簿に登録されている必要はないと理解しておりますが宜しいでしょうか。	協力企業においても応募者に共通の資格は全て満たしている必要がある。
130	18	第2	3	(3)						業務実施企業に求められる要件	ここで求められている要件は協力企業が満たすことでもよろしいでしょうか。「再委託等する場合には、構成員に代わって再委託等先の企業が実績等要件を有することで問題ない。」とされていることからその理解でおります。	お見込みのとおり。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
131	18	第2	3	(3)						業務実施企業に求められる要件	「ただし、監理・監督を行う者は、同一改築業務の施工を行うことはできない。」とありますが、SPCは施工を行うことはできないでしょうか。	SPCが改築業務の施工を実施することは想定していない。
132	18	第2	3	(3)						業務実施企業に求められる要件	「監理・監督を行うものは、同一改築業務の施工を行うことはできない」とあります。構成員企業から出向したSPC社員は、出向元企業に発注した工事の監理・監督を行うことができないということになりますか。	(個別対話の議題において回答)
133	18	第2	3	(3)						業務実施企業に求められる要件	「ただし、監理・監督を行うものは、同一改築業務の施工を行うことはできない。」とされている。 ①「監理・監督」とは「施工監理」のことと理解してよろしいでしょうか。 ②①の理解を前提にすると上記文言は、「施工監理と改築の施工は同一業者が行うことはできない。」と理解できます。例えば、改築の施工を構成企業Aが行う場合、施工監理は応募グループの他の構成員もしくはSPC職員もしくは再委託を受けた応募グループ以外の企業のいずれでも行うことができる(構成企業Aでなければよい。)、と理解してよろしいでしょうか。 ③例えば改築の施工を、構成企業Bから応募グループ以外の企業へ再委託した場合、その施工管理を発注した構成企業Bが行うということは、可能でしょうか。	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。
134	18	第2	3	(3)						業務実施企業に求められる要件	施工監理の内容は要求水準書に示されるものと理解しているが、その要求水準書の内容と、当該項目の「改築の施工と同一でない」という条件を満たせば、それ以外の施工管理に関する方法等は、事業者の提案に任せられている、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりであり、運営権者より当該施工を受注した者(企業)以外の者(企業)であり、且つ、要求水準書に示される事項を満たす限りにおいて、事業者の提案によるものとなる。
135	18	第2	3	(3)						業務実施企業に求められる要件	技術・実績・資金・信用等を備えた企業の基準について、技術と実績は本項のア～エにて示されている要件であると思料します。資金と信用に関する要件についての貴市の判断基準をご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
136	18	第2	3	(3)	ア		a			配置技術者	当該資格は管理技術者及び照査技術者に求められるものであって、土建機電それぞれの担当者に求めるものではないと理解してよろしいでしょうか。	実績要件は当該業務を実施する企業に求める要件となっている。業務を実施するうえで必要な体制については要求水準書で示す。
137	18	第2	3	(3)	ア		a			技術者の配置	「(前略)資格を有するものを配置できること」とありますが、この配置の考え方についてご教示ください。常駐義務、専任義務はないと理解しますが宜しいでしょうか。	業務を実施するうえで必要な体制については要求水準書で示す。
138	18	第2	3	(3)	ア		c			設計業務を行うもの	c実績要件に「平成23年度以降に・・・履行実績を有していること」とありますが、契約が平成23年度以前であっても業務完了日が平成23年度以降であれば要件として認めて頂けますか。	業務完了日が平成23年度以降であれば可とする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
139	19	第2	3	(3)	ア		d			設計業務を行うもの	d実績要件に「平成23年度以降に・・・履行実績を有していること」とありますが、契約が平成23年度以前であっても業務完了日が平成23年度以降であれば要件として認めて頂けますか。	業務完了日が平成23年度以降であれば可とする。
140	19	第2	3	(3)	イ					実務実施企業に求められる要件 (改築業務を行う者)	管路施設の改築業務を行う企業は、a及びdの資格要件を満たしていれば良いとの理解してよろしいですか。	a及びgの資格要件を満たす必要がある。
141	19	第2	3	(3)	イ					実務実施企業に求められる要件 (改築業務を行う者)	機械設備の改築業務を行う企業は、a及びbの資格要件を満たしていれば良いとの理解してよろしいですか。	お見込みのとおり。
142	19	第2	3	(3)	イ					実務実施企業に求められる要件 (改築業務を行う者)	電気設備の改築業務を行う企業は、a、c及びfの資格要件を満たしていれば良いとの理解してよろしいですか。	お見込みのとおり。
143	19	第2	3	(3)	イ					実務実施企業に求められる要件 (改築業務を行う者)	土木施設の改築業務を行う企業は、a及びdの資格要件を満たしていれば良いとの理解してよろしいですか。	お見込みのとおり。
144	19	第2	3	(3)	イ					実務実施企業に求められる要件 (改築業務を行う者)	建築施設の改築業務を行う企業は、a及びeの資格要件を満たしていれば良いとの理解してよろしいですか。	お見込みのとおり。
145	19	第2	3	(3)	イ		a			資格要件	資格要件の1つに、機械器具設置工事についての特定建設工事の許可を受けた者という記載がありますが、下記のdからgには機械器具設置工事に対する審査結果基準がありません。当該工事の審査結果は不要という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
146	19	第2	3	(3)	イ		b			改築業務を行うもの	b実績要件に「平成23年度以降に・・・施工した実績を有する者であること」とありますが、契約が平成23年度以前であっても完工日が平成23年度以降であれば要件として認めて頂けますか。	業務完了日が平成23年度以降であれば可とする。
147	20	第2	3	(3)	ウ		b			管路施設の維持管理業務を行う者	「管路施設の維持管理業務を受託した実績」とありますが、管路施設や業務期間等について条件があれば、ご教示下さい。	公共下水道の管路施設の維持管理業務において、業務完了日が平成23年度以降であれば可とする。原則、業務期間については問わない。
148	20	第2	3	(3)	ウ		b			管路維持管理の実績	管路施設の維持管理を受託した経験について、上水道管路の維持管理実績は認められるでしょうか。	不可とする。
149	19	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行う者	「終末処理場における装置の電気設備工事」とありますが、装置に該当するものを具体的にご教示下さい。	募集要項において「終末処理場における電気設備工事」に修正する。
150	19	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行う者	「終末処理場における装置の電気設備工事」とありますが、「終末処理場における電気設備工事」との違いをご教示下さい。	募集要項において「終末処理場における電気設備工事」に修正する。
151	19	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行うもの	c実績要件に「平成23年度以降に・・・施工した実績を有する者であること」とありますが、契約が平成23年度以前であっても完工日が平成23年度以降であれば要件として認めて頂けますか。	業務完了日が平成23年度以降であれば可とする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
152	19	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行うもの	ここで記されている「装置の電気設備」とは、終末処理場に設置された散気、かき寄せ、濃縮、脱水、焼却、発酵、発電等の様々な装置の電気設備が該当するものと理解して良いでしょうか。またその電気設備工事は、自治体からの発注だけでなく、PFIやコンセッション事業において各SPCから発注された工事も該当するものと理解して良いでしょうか。	募集要項において「終末処理場における電気設備工事」に修正する。
153	20	第2	4	(1)						委員との接触	「なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等」とありますが、「応募しようとする」について、ある特定の行為等に対する定義はあるのでしょうか。	応募企業又は応募グループの構成員となることを指す。なお、最終的に応募企業又は応募グループの構成員とならなかった場合においても、応募企業又は応募グループの構成員に知りえた情報を伝えた場合、応募企業又は応募グループの構成員は間接的に接触したこととなり、参加資格を失うこととなる。
154	21	第2	4	(6)						予備的審査の実施	「…参加資格審査終了前に付帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること」とありますが、提案概要書の可否は何か参加資格審査に影響があるでしょうか。	参加資格審査への影響はない。
155	21	第2	4	(6)						任意事業に関する予備的審査	任意事業について審査対象かどうか、予備的審査後から提案書を提出するまでの間に新しい提案を審査していただけるか確認させていただきたいです。	(個別対話の議題において回答)
156	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は参加資格審査終了前に付帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。」とありますが、参加資格審査終了前というのは現在、公開されたスケジュールで2021年10月と想定されていますでしょうか、今回スケジュールを前倒して、資格審査終了前に変更した理由をご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
157	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	参加資格審査終了前に提案概要書を提出ということは、その後の提案は認めないということでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
158	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「参加資格審査終了前に、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること」とありますが、表2-1にある「参加表明書、参加資格確認申請書の受付」時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
159	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	実施可否の判断結果は、表2-1にある「参加資格確認結果の通知」時に通知されると考えてよろしいでしょうか。	実施可否の判断結果は、表2-1にある「参加資格審査結果の通知」と合わせて通知することを想定している。詳細は、募集要項等に示す。
160	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	附帯提案事業及び付帯事業の予備的審査において実施可のご判断を頂いた事業について、提案概要書提出後の検討により、提案書類提出時にその提案を辞退することは可能でしょうか。	予備的審査は、提出された附帯提案事業及び任意事業の提案概要書に基づき、実施可否を判断するものであるが、当該提案を義務づけるものではない。
161	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	附帯提案事業及び付帯事業の実施可否の最終判断は、令和4年4月の提案書類提出後の審査で決定されると考えてよろしいでしょうか。	附帯提案事業及び任意事業は、予備的審査において市の政策方針や既存計画との整合性の観点から実施可否を判断する。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
162	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	令和4年4月の提案書類提出後の審査で附帯提案の実施否の最終判断が決定された場合、主たる事業に係る提案内容の変更及び提案書類の再提出は認められると考えてよろしいでしょうか。	附帯提案事業及び任意事業は、予備的審査において市の政策方針や既存計画との整合性の観点から実施可否を判断する。
163	21	第2	4	(6)						附帯提案事業及び任意事業	「参加資格審査終了前に、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること」とありますが、早すぎないでしょうか。資格審査前(9月)に具体的提案を絞り込むことは困難な場合があります。また、この段階で提出していない提案は令和4年4月の本提案書提出にあたり、提出できないということでしょうか。	予備的審査は附帯提案事業及び任意事業の提案概要書を提出することになっており、詳細まで提案することは想定しない。予備的審査は附帯提案事業及び任意事業の実施可否を判断するもので、提案を義務付けるものではない。また、予備的審査後の新しい提案については受け付けない。
164	21	第2	4	(6)						付帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする」とありますが、実施が否となった場合、その理由を公表するのでしょうか。	予備的審査結果は各応募者又は応募グループに通知するもので、公表は予定していない。なお、その際、可否の判断理由についても通知することを想定する。
165	21	第2	4	(6)						附帯事業の提案時期	附帯事業の提案は、令和3年10月の参加資格審査終了前に貴市に対して提案概要書を提出する必要があり、それ以降の提案は出来ないという理解でよろしいでしょうか。また、提案概要書を提出したのちに提案そのものを取り下げることは可能でしょうか。	予備的審査後の新しい提案については受け付けない。
166	21	第2	4	(7)						競争的対話の実施	「その結果を踏まえ、要求水準書(案)及び…」とあります。要求水準書(案)は既に令和2年10月に公表されていますが、要求水準書公表前に何度か要求水準書(案)が改定される予定でしょうか。要求水準書及び要求水準書(案)の公表スケジュールをご教示下さい。	令和2年10月公表の要求水準書(案)の修正版は募集要項等とあわせて公表する。募集要項等とあわせて公表する要求水準書(案)は原則、修正しないが、必要に応じて改訂する可能性はある。
167	22	第2	4	(8)						提案書類の提出等	「参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること」とありますが、参加資格があると確認された者は、それ以降辞退はできないのでしょうか。	参加表明書の提出以降の辞退は可能である。
168	22	第2	5	(2)						SPC所在地	SPCは東部浄化センターに登録できると考えてよろしいでしょうか。(事例は複数あります。)	市と協議し、管理上問題なければ可能とする。
169	22	第2	5	(2)						SPCの設立	SPC所在地を対象施設内とすることは可能でしょうか。	市と協議し、管理上問題なければ可能とする。
170	23	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	市が作成した予定価格と運営権者が提出する見積価格の折り合いがつかない際は、貴市にて対象資産を処分されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
171	23	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者譲渡対象資産の明細と予定価格はいつごろ公表予定でしょうか。また、運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできるのでしょうか。	募集要項等の公表時を予定している。運営権者譲渡対象資産は譲渡対象外とすることは可能である。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
172	24	第3	1	(1)	ア					不可抗力	個別対話No21において、コロナについて「不確実性が多く見通しも立たないことから個別に協議し判断」と回答され、実施方針において不可抗力に疫病等が含まれておりませんが、協定等の締結時点において不確実性のある事由によって損失が発生した際の負担者等を定めるのが契約書と考えます。個別対話の回答から「～テロ【等】」の【等】には疫病が含まれると理解しております。この理解でよろしければ、契約書で明示すべきと考えますがいかがでしょうか。(将来なにかあったときの協議をよりスムーズにするかと思います。)	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになる。
173	24	第3	1	(1)	ウ					不可抗力	「持続継続に必要となる措置」に関して、市が設置している設備や施設の復旧費用(資産計上となるもの)は市側の負担との理解で宜しいでしょうか。	事業継続措置に必要となる費用については、募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
174	24	第3	1	(1)	ウ					不可抗力	不可抗力により履行困難となった場合の義務履行について「免責することができる」とありますが、運営権者が合理的な費用負担で義務履行することが困難となった場合には、原則として免責を行い、運営権者に困難を強いるものではないとの趣旨で宜しいでしょうか。	市と運営権者の協議によるものとする。
175	24	第3	1	(1)	エ					不可抗力	現状の災害協定の締結状況についてご教示いただけますでしょうか。	災害協定等は締結していないが、緊急対応に関する協力体制は構築している。
176	24	第3	1	(1)						不可抗力	不可抗力事象の一つにコロナウイルスのようなウイルスの流行も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになる。
177	24	第3	1	(2)						瑕疵担保責任	瑕疵担保責任(契約不適合責任)について、民法上でいう重大な瑕疵(契約不適合)が発見された場合でかつ、その瑕疵(契約不適合)について貴市・運営権者に責任を問えない場合は、どのような取り扱いを考えていますでしょうか、ご教示ください。	契約の詳細は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
178	24	第3	1	(2)						瑕疵に関する責任	「物理的な瑕疵」についての規定がありますが、例えば人の健康を害する物質が使われている場合や耐震性能を満たしていない場合、必要な機能を満たしていない場合など、化学的・工学的な瑕疵等について「物理的」ではないという理由で本条の適用から除外されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	質問内容に示されている事象は全て物理的な瑕疵に該当する。
179	25	第3	1	(2)	イ					瑕疵に関する責任	「本事業終了日から12か月以内に限り、……物理的な瑕疵があった場合、市は運営権者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。」とされていますが、その「物理的瑕疵」が運営権者が事業開始前の工事等によるものの場合でも、運営権者の責任となるのでしょうか。	本事業に係る事業期間が20年間という長期にわたることを考慮すると、本事業の終了の時点において、物理的瑕疵の原因につき、本事業開始前の工事等に起因するか、その後の維持管理・運営に起因するかを検証すること自体困難であることが想定される。このため、本事業終了日から12か月以内の運営権設定対象施設等に隠れたる物理的な瑕疵があった場合は、本事業期間中に維持管理・運営を行ってきた運営権者のリスクとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
180	25	第3	1	(4)	ア					リスク分担(特定条例等変更)	「…ただし、利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する」とありますが利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合、市と運営権者は協議するのではなく、市の負担として頂けないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
181	25	第3	1	(4)	ア					需要の変動	「市の人口に係る推計値と実績値との間に一定の乖離が生じ」との記載がございますが、人口推移とは別の事象(施設)の状況により需要が減少する可能性はございますでしょうか。また、その場合の人口変動以外の理由による変動上限の数値設定はございますでしょうか。	節水型トイレの普及等により、運営権者の経営に影響を与える場合が想定される。詳細は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
182	25	第3	1	(4)						需要の変動	「市の人口に係る推計値と実績値との間に一定の乖離が生じ」について一定の具体的な変動をご教示ください。	別表3「需要変動リスク」に示すとおり。
183	25	第3	2							事業の実施状況のモニタリング	要求水準違約金の算出方法をご教授ください。	募集要項等とあわせて公表するモニタリング基本計画書において示す。
184	25	第3	2							事業の実施状況のモニタリング	要求水準に達していない場合、まず市から一定期間の猶予期間のもとに是正勧告等が出されたのち、それでも改善しない場合において、要求水準違反として違約金を求める、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準未達の対象及びレベルにより異なるものを想定している。詳細は、募集要項等とあわせて公表するモニタリング基本計画書において示す。
185	25	第3	2							事業の実施状況のモニタリング	要求水準違反違約金はどの程度の金額を想定していますでしょうか。	要求水準未達の対象及びレベルにより異なるものを想定している。詳細は、募集要項等とあわせて公表するモニタリング基本計画書において示す。
186	25	第3	2							事業の実施状況のモニタリング	任意事業については、独立採算かつ、敷地使用料を運営権者が支払いますが、モニタリング対象事業となるのでしょうか。	任意事業も含めてモニタリングの対象となる。任意事業に対するモニタリングのあり方については、基本的な事項は別として提案のあった事業に応じ協議により定めることを想定している。詳細は、募集要項等とあわせて公表するモニタリング基本計画書において示す。
187	26	第3	3							保険	「市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない」とありますが、市が定める基準について具体的にご教示ください。	募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
188	26	第4	2							対象施設の概要	管理棟監視操作室に上水関連設備の監視モニターがりましたが、実施方針記載の対象施設に上水設備は一切含まれていません。上水関連設備の監視は事業範囲外と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおり。
189	32	第6	1	(2)	イ	(ア)				解除又は終了措置	ここでの「市による運営権の取り消し」と、次頁(3)イ(イ)でいう「市の選択に従った運営権者による運営権の放棄」は、その要件・効果について、どのような違いがあるのでしょうか。	(2)イ(ア)は、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合で、本事業そのものが継続できない事象が生じた場合が想定される。 (3)イ(イ)は、不可抗力により事業の継続が困難となった場合で、運営権者の策定する復旧スケジュールを市が承認できない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であると市が判断した場合が想定される。








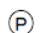










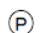










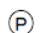



No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
190	38	別紙1								特定事業範囲	任意事業が特定事業範囲内と示されておりますが、特定事業でしょうか。P38の表では任意事業も特定事業範囲内とされていますが、P13では特定事業の選定で、「主たる事業」と記載しており、主たる事業(P4参照)に任意事業は含まれておりません。	任意事業も含めて特定事業となる。詳細は令和3年4月9日に公表した「特定事業の選定」を参照のこと。
191	41									リスク分担(入札手続きリスク)	本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合、双方にリスクとなっていますが、運営権者に落ち度が無い場合は全て市の負担として頂けないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
192	41	別紙3								環境問題リスク	運営権者による供用前から生じていた騒音等の環境問題は「運営権者の共用に伴い発生する」環境問題ではなく、「施設が存在そのものに起因する環境問題」と考えてよろしいでしょうか。	運営権者による供用前から生じていた騒音等の環境問題は、現時点でない。
193	41	別紙3								環境問題リスク	現状でも発生している環境問題は、事業開始後も市が責任を負うとの理解で宜しいでしょうか。	現時点で、顕在化している環境問題はない。
194	41	別紙3								環境問題リスク	騒音、振動、大気汚染、臭気等の問題について、既に顕在化している問題や調査結果があるのであれば、ご教示下さい。	現時点で、顕在化している環境問題はない。
195	41	別紙3								環境問題リスク	規制基準を遵守しているにも関わらず、事業者の意思によらず追加的支出を伴う対策を要した場合のリスクは貴市が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	運営権者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題は運営権者のリスクとなる。
196	42	別紙3								第三者損害リスク	「運営権者が行う改築更新や維持管理に起因して発生した住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等に伴う損害」として記載のある「要求水準に従った場合で、通常避けることのできない事由によるもの」は、市側のリスク負担とすべきではないでしょうか。	運営権者が行う改築更新や維持管理のため、当該リスクは基本的に運営権者にある。ただし、要求水準書に従った場合で、通常避けることのできない事由による場合は市は協議に応じるという意味となっている。
197	42	別紙3								事故リスク	任意事業の対象地④について任意事業を提案せず、当該箇所が崖が崩落し、本事業に支障をきたした場合は市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。なお、本事業用地以外の崖地の崩落は市のリスクとの理解です。	(個別対話の議題において回答)
198	42	別紙3								需要変動リスク	国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口推計の推計値について、今回の検討に用いられた直近の資料を開示いただけますか。	開示資料リストの内、No.235の「三浦市公共下水道コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託報告書 ストックマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)」に掲載している。
199	42	別紙3								需要変動リスク	備考欄に「需要の変動に関しては国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口推計における直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う。」とありますが、「直近の推計値」とは、公募開始時点での直近の推計値との理解でよろしいでしょうか。	「直近の推計値」とは、国立社会保障・人口問題研究所が定期的に公表する推計値のうち、その時点で最新となる推計値のことをいう。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
200	42									需要変動リスク	「国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口における直近の推計」とは『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』と考えて宜しいでしょうか。 http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp	国立社会保障・人口問題研究所が定期的に公表する推計値のうち、その時点で最新となる推計値のことをいう。
201	42									需要変動リスク	「国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口における直近の推計」が更新された場合、SPCの事業計画に影響を及ぼすため、利用料金設定割合の変更協議は可能と考えて宜しいでしょうか。	国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値の更新に伴う、利用料金設定割合の変更協議は想定しない。なお、使用料等の改定にあわせた4年に1回の利用料金設定割合の改定についての運営権者と市の協議の際、需要変動分も合わせた利用料金設定割合の提案は可能である。
202	42									需要変動リスク	「国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口における直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内まで」とありますが、研究所の人口値と実績値のどちらに対しても2%でしょうか(差に対する分母は研究所の値あるいは、実績値のいずれか)。	以下の計算式を想定する。 (直近の人口推計値-三浦市人口実績値) / 直近の人口推計値
203	43	別紙3								需要変動リスク	「需要の変動に関しては国立社会保障・人口問題研究所の市町村別人口推計における直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う」とありますが、2%とした根拠、背景をご教示下さい。	過去の社人研人口推計値の各計画期間内において、実績との差分が最大となる割合に基づき算出した。
204	43									需要変動リスク	分担リスク表に「・・・推計における直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う」とありますが、2%とした根拠をご教示ください。	(個別対話の議題において回答)
205	43	別紙3								知的財産権	本事業の運営において運営権者が開発した技術などの知的財産権の権利は運営権者に帰するとの理解で宜しいでしょうか。	本事業の運営において運営権者が開発した技術等の知的財産権の帰属については、特許法等の関連法令に定めるところによるものとする。 なお、運営権者において自己が知的財産権を有する技術等を本事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本事業終了後も無償で使用することを許諾したものとす。
206	44	別紙3								附帯提案事業リスク 任意事業リスク	期間中に附帯提案事業や任意事業を中止または内容変更した場合、直接的に運営権者が被る不利益以外で、市から運営権者に対するペナルティ等はあるのでしょうか。	附帯提案事業及び任意事業を加点対象とする場合は、実施義務を負うものと考えられる。
207	45	別紙3								更新前の施設瑕疵リスク	「考えられる」と記載されているものは、「定める」や「負担する」である、との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
208	45	別紙3								更新前の施設瑕疵リスク	「優先交渉権者選定時のデューデリジェンスや現地調査」との記載がございますが、優先交渉権選定後、事業開始前までに優先交渉権者（運営権者）がデューデリジェンスや現地調査を実施した結果、という理解であっておりますでしょうか。また、事業終了時には、その時点での健全度評価を運営権者が市に提出し、その結果をもとに事業終了日から12か月の間、瑕疵の判断を両者協議にて実施するという理解であっておりますでしょうか。	優先交渉権者選定時における市で実施したデューデリジェンスや現地調査のことをいう。また、事業終了時の業務の引継ぎについては、事業引継ぎは第1-1-(12)エ(ウ)を参照のこと。詳細は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
209	45	別紙3								隠れたる瑕疵	「圧送管の劣化等、引き渡し時に状況が不明確かつ運営開始後に調査ができない管路施設」と規定されておりますが、実施方針(案)質問回答No116に示される土木・建築構造物の例えば水槽などの管路施設以外の施設も対象施設に含まれると理解してよろしいでしょうか。	引き渡し時に状況が不明確かつ運営開始後に調査ができない土木・建築構造物として水槽を想定している。
210	45									更新前の施設瑕疵リスク	事業開始後に対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、「取付管については事業期間を通じて調査及び診断を行うこととしているため、調査及び診断後の当該リスクは運営権者負担」とありますが、調査診断前のリスクは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
211	46	別紙3								瑕疵リスク	リスク分担表における、募集要項等市が事業者に開示した資料の情報等に瑕疵(契約不適合)が発見された場合について、すべて運営権者が負うように読み解けます。情報等の瑕疵とはどのようなものを想定されておりますでしょうか。	募集要項等の記載事項や資料内容に不備があった場合を想定する。なお、本事業開始後、12か月以内に募集要項等市が事業者が開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合は市のリスクとしている。
212	46	別紙3								取付管の調査及び診断時期	取付管については、「調査及び診断後のリスクは運営権者が負担する」と記載されております。調査及び診断の時期について、要求水準書で定められるものと理解してよろしいでしょうか。	取付管の調査及び診断の時期は事業者の提案である。
213	46	別紙3								汚泥量の変動	汚泥処理コストについては「一定以上の物価変動による場合、市と運営権者は利用料金設定割合の変更について協議する。」と規定されています。処理量の増減による汚泥量の増減も運営権者に帰責はないため、当該費用の増減も同様の扱いになるという理解で宜しいでしょうか。	汚泥量の増減は、運営権者が負うリスクとする。
214	47	別紙3								水質変動リスク	「施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的に市の負担とする」、とありますが、恒常的とは具体的にどの程度の期間を指すのでしょうか。	概ね、一か月程度を想定している。
215	47	別紙3								水質変動リスク	運営権者側に「(○)」が付せられている理由は何でしょうか。「…基本的に市の負担とする。」となっておりますので、運営権者側欄は空欄となるのではないのでしょうか。「(○)」の記号は、負担割合の変更があるものと凡例に記載されています。「…基本的に市の負担とする。」、すなわち「運営権者に負担は無い。」とされているのに、負担割合の変更の記号が付せられるのはおかしいように思います。	施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的には市の負担とするが、コストの負担方法については検討・協議を要するものとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
216	47	別紙3								技術革新リスク	仮に貴市からの新技術採用の要望を受けて実施する場合の追加費用は協議の上定めると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
217	48	別紙3								計画・設計・仕様変更リスク	「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」の「著しく」を量的にご提示頂けますか。	具体の事象が生じた場合に市と運営権者で協議する。
218	48	別紙3								国庫補助金等内示不足	当該事由に起因して、実際の維持管理に関する費用が提案時に想定した維持管理費を超えた場合のリスクは貴市が負担されると理解してよろしいでしょうか。	具体の事象が生じた場合に市と運営権者で協議する。
219	49	別紙3								工事監理リスク	ここでいう「工事監理」とは、前出の質問等出ている「施工監理」及び要求水準書で出てくるであろう「施工監理」と同一用語と理解してよろしいでしょうか。 もしそうであれば、用語の統一をお願いいたします。	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。
220	52	別紙4-3								東部浄化センターにおける任意事業の対象地	④は下水道区域外のように見えますが、ここで任意事業を実施する場合でも補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく財産処分が必要が生じますか。	④は下水道区域外であり、財産処分の必要性は生じない。
221	52	別紙4-3								事業用地	任意事業の対象地④と下水道区域の間の空隙の土地も使用することは可能でしょうか。	(個別対話の議題において回答)
222	52	別紙4-3								事業用地	任意事業の対象地④は、敷地境界外の土地で普通財産と理解してよろしいでしょうか。また、用地の形状は示されている三角形で確定でしょうか。(例えば、四角形の用地とすること可能性はありますか。)	(個別対話の議題において回答)
223	52	別紙4-3								事業用地	任意事業の対象地④を任意事業対象地とされた経緯について、差し支えない範囲で教えてください。	(個別対話の議題において回答)
224	52	別紙4-3								事業用地	盛土があるエリアで任意事業を実施する場合、撤去した盛土を場内仮置きとすることは可能と理解してよろしいでしょうか。	場内盛土のことであれば、可能と理解してよいが、提案内容及び盛土量と仮置き場所・期間に応じて判断の必要がある。
225	52	別紙4-3								土対法	汚染土ではないことを確認のうえ、関係部局との協議を了していると理解してよろしいでしょうか。	場内盛土のことであれば、調査等は行っていない。
226	52									任意事業の対象地	市が想定する任意事業の対象地は別紙4-3に定めるとあり、東部浄化センターにおける任意事業の対象地が示されていますが、他のポンプ場、管路等の運営権対象施設での任意事業は認められないのでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
227	52									任意事業の対象地	④用地について、三角形の形をしている理由があればご教示ください。	用地は、がけ地のため厳密には三角形ではない。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答
228	52									任意事業の対象地	④用地について、山林と思われませんが、明確な線引きはございますか。また、伐採・抜根等、造成し、任意事業を行える考えで宜しいでしょうか。	開示資料リストの内、No.201の「東部浄化センターにおける任意事業の対象地」に掲載している。 伐採・抜根等、造成について可能と理解してよいが、④用地は、風致地区(第1種風致地区)に該当するため所定の手続きを要する。提案内容に応じて判断を要する。
229	52									任意事業の対象地	東部浄化センターへの搬入出は海側ルートを使用することは可能でしょうか。もし使用が可能でしたら、進入方法や車両の制限についてご教示ください。	“海側ルート”は原則使用できない。工事等やむを得ない場合、“海側ルート”の使用について、市と関係者が予め協議を行うこととなる。 “山側ルート”は汚泥搬出時のみ、搬出時間に関する規制がある。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	7月30日回答																												
230	56	別紙4-6									<p>図面の凡例の文字が潰れて確認できないため内容が確認できる図面資料をご提示ください。</p>	<p>下記を参照のこと。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事業計画区域（既認可）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要な管渠（既認可）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> <tr> <th>記 号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>全体計画区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処 理 区 界</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市街化区域界</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幹 線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧 送 管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚水中継ポンプ場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終 末 処 理 場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マンホール内ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>腐食のおそれの大きい箇所を点検するためのマンホール</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例		事業計画区域（既認可）		主要な管渠（既認可）	凡 例		記 号	名 称		全体計画区域		処 理 区 界		市街化区域界		幹 線		圧 送 管		汚水中継ポンプ場		終 末 処 理 場		マンホール内ポンプ		腐食のおそれの大きい箇所を点検するためのマンホール
凡	例																																							
	事業計画区域（既認可）																																							
	主要な管渠（既認可）																																							
凡 例																																								
記 号	名 称																																							
	全体計画区域																																							
	処 理 区 界																																							
	市街化区域界																																							
	幹 線																																							
	圧 送 管																																							
	汚水中継ポンプ場																																							
	終 末 処 理 場																																							
	マンホール内ポンプ																																							
	腐食のおそれの大きい箇所を点検するためのマンホール																																							